

大分市自治基本条例検討委員会 第1回部会代表者会議 議事録

◆ 日 時 平成22年2月5日(金) 10:00~12:10

◆ 場 所 大分市役所議会棟 3階 課長控室

◆ 出席者

【委員】

宇野 稔、伊東 龍一、野尻 哲雄、川辺 正行、中村 喜枝子、衛本 敏廣、
高瀬 圭子、島岡 成治、秦 忠士、秦 政博、日小田 良二の各委員(計11名)

【事務局】

企画課長 玉衛 隆見、同主幹 渡邊 信司、同専門員 姫野 正浩、
同主査 甲斐 章弘、同主査 永野 謙吾、同主査 足立 和之、同主任 阿部 美剛
(計7名)

【プロジェクトチーム】

(企画課長 玉衛隆見、同主幹渡邊信司)
議会事務局議事課政策調整室次長 藤野 宏輔、市民協働推進課主査 安東 孝浩、
広聴広報課主査 永田 浩貴、選挙管理委員会事務局主査 下村 光典
(統括者、副統括者を除く:計4名)

【傍聴者】

無

◆ 次 第

1. 開会
2. 委員長あいさつ
(1)各部会の検討課題並びに意見調整について
(2)その他(今後の進め方について等)

<第1回 部会代表者会議>

事務局	おはようございます。委員の皆さんにおかれましては、大変お忙しいところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。定刻になりましたので、早速、第1回部会代表者会議を始めさせていただきたいと思います。本日は、全体で2時間程度を予定しておりますので最後までよろしく願いいたします。 それでは、早速ですが委員長さんにご挨拶をいただき、引き続いて議事の進
-----	--

<p>委員長</p>	<p>行をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。</p> <p>はい、皆さん方、改めましておはようございます。年度末がだんだん近づく中、大変お忙しいところ、万障繰り合わせていただきまして、まことにありがとうございます。今日は2月12日の全体会議に向けての部会長、副部会長会議でございます。位置付けとして大変、重要な意義のある会議になるかと思っておる次第でございます。いささかお時間がかかるかと思いますが、お付き合いのほど、よろしくお願いいたします。それでは、早速ですが、議事に入らせていただきたいと思います。</p> <p>今日の会議につきましては、各部会におきます検討過程において、又、今後、素案を作成するに当たって、意思統一を図る必要があると思われる事項が、それぞれの部会に出てきておるわけですが、その内容について、一つずつ確認していければと思っておる次第でございます。</p> <p>ここで確認の出来た内容につきましては、先程申し上げた12日の全体会議で全委員さんにご報告申し上げ、その後の部会毎の検討に活かしていただければと思っておる次第でございます。それでは、事務局からご説明をいただきますが、その前に部会長さん、副部会長さんのお手元の資料を事務局からご確認していただけますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、それでは資料の確認をさせていただきます。まず、次第がございまして、(資料1)というA4横の資料、それと(別紙1、2)のA4縦のワンペーパー、それと(参考1)としまして、スケジュール(案)ということをつけさせていただきます。</p>
<p>委員長</p>	<p>はい、ありがとうございました。お揃いでしょうか。(はい、の声)それでは皆さん資料がお揃いということで、カラーの(資料1)をお出しいただけますでしょうか。この資料を基にして、事務局から各部会の議論の経過のポイントにつきまして、ご説明をいただければと思います。順番は理念部会からよろしいでしょうか。それでは事務局お願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、理念部会に係る現在までの検討状況につきまして、事務局からご説明いたします。この部会は、昨年11月27日の第1回部会から今年1月28日まで計4回の部会を開催しておりまして、この中で、自治基本条例の前文、目的、基本理念・基本原則、語句の定義などについてご議論をいただいております。</p> <p>今回の部会代表者会議におきましては、議論してまいりました前文、定義、基本理念、原則を(別紙1、2)の形で部会代表者の皆さんの前に部会案としてお示ししております。</p> <p>それでは、議論の経過概要を「大分市自治基本条例検討委員会 第1回部会代表者会議 検討事項」並びに(別紙1、2)を基にかいつまんでご説明させていただきます。</p> <p>まず、「前文」であります。大分市の自治基本条例の前文としてどういった要素が必要かをご議論いただき、「大分の歴史や魅力を盛り込む」、「出来るだけ</p>

短い文章の方が良い」、「極力平易な文章が望ましい」、「構成として『大分市の歴史を含めた魅力等』、『今後の方向性と未来につなぐ想い』、『自治基本条例を制定する宣言』という三段構成で」という共通認識の下、各委員さんに2回に渡って案を持ち寄っていただき議論を進めていきまして、(別紙1)のとおり部会案としてまとめております。

今後は、他の委員さんのご意見をいただく中、大分市自治基本条例の前文として磨き上げていきたいとしております。

それでは、案ということで読ませていただきます。

「(仮称)大分市自治基本条例 前文(案)

わたしたち大分市民は、緑豊かな山々、豊饒の海である豊後水道と別府湾、清らかで水量豊富な大分川と大野川を持つ、この美しく住みよいまち大分市を愛しています。

大分市は古くは豊後の国の国府が置かれた歴史と文化の香りあふれるまちであり、今も産業集積都市として発展を続ける東九州の中心都市です。

わたしたちは十六世紀に国際交流都市を築いた先人の偉業を誇りとし、わたしたち一人ひとりの生きた証が、このまちの輝かしい未来につながることを信じています。

わたしたち大分市民は、豊かな自然環境と平和で幸福な暮らしを、次の世代に確実に引き継いでいくための道しるべとして、本市の在り方を定める最高規範、(仮称)大分市自治基本条例を制定します。」

次に、定義についてであります(別紙2)をご覧ください。市民部会におかれましても、「市民」について「大分市に住む人、働く人、学ぶ人」と広く捉えるというご意見でしたが、理念部会においても同様に「『市民の定義』は限りなく広い範囲で捉える」という議論でございました。また、他部会で議論のありました「協働」という言葉につきましても、「新しい言葉であり、誤解を招く側面があるのは否めないが、大分市のまちづくりを考えるうえでははずせない概念ではないか」という意見で「市民、議会、行政が対等の立場で～」ということで、部会内の案としてお示ししております。また、「自治」という言葉の捉え方、「まちづくり」の定義の必要性について意見が出されておりました、今後議論していくということになっております。

このほか、下に 印でお示ししておりますが、他自治体の条例上で「主語」に「市」という表記があるものについて、その主語の範囲はどこまでなのかが非常に分かりづらいという議論がありました。これについては、当面、各条文の主語について、「市長は」、「市長及び議会は」、「市民、市議会及び市長は」などのように、誤解を与えないような記述をしていただきまして、その類似性など、統一した方が良好な状況になったときに改めて定義づけを検討した方が後々、良いのではないかといた提案がありました。

最後に、基本理念と原則であります(別紙2)にお示ししておりますとおり、大分市における理念、原則の核をなす概念についての部会案を箇条書きでまとめさせていただいております。

基本理念として挙げる項目は、「大分市自治基本条例の考え方の基礎となるもの」ということで、一番目は、「豊かな暮らしの実現を目指すまちづくり」、これは、精神的、身体的にも「豊かさ」を実感できるまちづくり、個別の施策と

いうよりも広い意味での「福祉」が充実したまちづくりということであります。次は、「市民主権のまちづくり」、主権者である市民が、主体的、自立的に市政運営に参加するまちづくりということで、最後は、「協働のまちづくり」ということで、市民、議会、行政が手を取り合って課題解決に取り組むまちづくりとしております。そして、それを実現するための基本原則として挙げる項目は、「市民総参加の原則」、性別、年齢を問わず、全ての市民がまちづくりに参加するという原則です。次に、「情報共有の原則」、市政運営、まちづくりに関する情報を市民、議会、行政が共有する原則、最後に、「平等と機会均等の原則」といたしまして、大分市のまちづくりにおいては全ての市民が平等で均等にまちづくりに参加できる機会を有する原則というふうに考えてきております。

なお、目的については、今後議論を重ねる中、案をまとめていく予定としております。理念部会における議論の状況は以上のとおりでございます。

委員長

はい、ありがとうございます。続きまして、市民参加・まちづくり部会の報告をお願いします。

事務局

はい、市民参加・まちづくり部会でございます。それでは（資料１）の２ページをお開きください。まず、私どもの部会といたしましては昨年１１月１７日に第１回の部会を開催しまして、先月の１月１３日まで、計４回の議論を進めてきたところでございます。基本的には、第９回の検討委員会におきまして、部会に割り当てられました項目につきまして、現在のところ、基本的には項立てをするということで整理をさせていただいております。今回の部会代表者会議に検討事項として挙げさせていただいております項目が３点ほどございます。

まず検討項目のところに「協働の推進」という形で記載をさせていただいております。この項目がこの部会では一番議論が活発かつ長期に交わされてきたものでございます。議論の経過について、ご説明します。「協働」をご議論いただいた際のご意見といたしまして、「『協働』は、あくまで手段であって目的ではないと思うが、どうも目的としても使用されているような気がする」、また、「『協働』という言葉は、一面では市民に義務を課するようなイメージであり、自治基本条例に謳って良いものか」、また、「大分市の『協働』は、一緒にまちづくりをしましょうという呼びかけであって、決して行政が主導するものではない」、そして、「『協働』は、今や全国共通の理念であるので、言葉の意味が誤解されないように定義付ければ良い」という形のご議論を踏まえまして、最終的には、部会として一番下の段にあります、「『協働』の定義について理念部会とのすり合わせが必要である」という形で整理をさせていただいております。従いまして、条文中に「協働」を使用する方向性の議論というものをさせていただいたところではございますが、今回、部会外の委員の皆さんのご意見も参考にいたしたく、検討事項という形として挙げさせていただいたところであります。

次に、「市政への住民参画、協働の推進」の項目でございますが、こちらにつきましては、「『住民参画』と『協働』は、関連があると思われるので、項目を一つにまとめても良いのではないか」というご意見でございます。部会での議

論におきましては、「協働」を議論していきますと、この「住民参画」につきましても同じところで議論すべき内容ではないかというご意見もございましたので、今回、この部会代表者会議の検討事項として、挙げさせていただいております。そして、最後に「都市内分権」についての協議でございますが、我が部会では、都市内分権・地域自治という項目で検討を進めております。議論の経過等といたしましては、「自治法で定める、いわゆる地域自治区を目指すのか、あるいは、支所を中心とした現在大分市が取り組んでいることを拡大していくのか、大分市の方向性を整理する必要がある」という経過でございます。今回の部会代表者会議の検討事項として、この項目につきましては、ご報告をさせていただくと共に、出来ましたら次回、来週12日の全体会にお諮りする中、皆さんのご意見を伺い、また、部会として検討を進めていきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

委員長

はい、ありがとうございました。続きまして、執行機関・議会部会、よろしくをお願いします。

事務局

はい、執行機関・議会部会でございます。(資料1)の3ページ、上段をご覧くださいと思います。

本部会では、これまで4回の会議を開催しておりまして、市民の意見を出来る限り市政運営に反映させることの重要性や、市民の側も自治の主役を担い得るだけの高い意識を持つ必要があることなどを確認しながら、議論を重ねております。

その中で、最も重要な論点は、既に制定されております議会基本条例とこの自治基本条例の位置関係をどのように整理するのかということですが、この点については、部会内においても十分な議論を尽くすまでには至っておりません。この2つの条例の関係は、本部会だけでなく条例全体に関わる事項でもありますので、この代表者会議や全体会での議論をお願いし、皆さんのご意見をいただければと考えております。以上でございます。

委員長

はい、ありがとうございました。続きまして、市政運営部会、よろしくをお願いします。

事務局

はい、市政運営部会でございます。引き続き、(資料1)の3ページをご覧ください。

本部会は、昨年11月24日の第1回部会から本年1月12日まで計3回の部会を開催しておりまして、項目の必要性や章立て等について検討を行った後、条例の一例を事務局で案を作成して、その条文例にそって議論を深めていただいているところです。

その中で、市政運営部会としてこれまでの検討経過及び課題についてご説明申し上げます。

まず、「市政運営の基本」についてですが、これにつきましては「市政運営の章の冒頭に謳う必要があるのかどうか、又は理念的な部分で語られれば良いのか」という意見が出ております。条文例としましては、(市政運営の基本)とし

て、、「市は、市民参加と情報共有を基本とした、効率的で、公正かつ透明性の高い行政運営を行わなければならない」、、「市は、計画、財政、評価等の制度を交互に連携させ、これらに対応した組織運営を行うなど、総合的かつ計画的な行政運営を行うよう努めなければならない」となっています。

次に、「条例の制定」についてですが、これにつきましては、「条例制定の手続につきまして、市民参加を図り意見を求める内容となることから、『市民参加・まちづくり部会』との連携が必要と考える」との意見が出ております。

次に、「人材育成」についてですが、これにつきましては、「自治の発展を支える人材の育成という観点や、自治及びコミュニティの発展という視点であれば、『市民参加・まちづくり部会』で検討していただくことが良いのではないかと」の意見が出ております。

次に、「連携・交流」についてですが、これにつきましては、「他の地方公共団体等との連携・交流や海外との国際交流等について、別章立てした方が分かりやすいのではないかと」の意見が出ております。

次に、「多文化共生」についてですが、これにつきましても、「別章立てとして取り上げるか、『連携・交流』及び『市民の定義』の中で明示するべきかについて検討が必要である」ということで整理をさせていただいております。

最後に、「その他」事項としまして、「大分市の自治基本条例を特色づける章立てがあっても良いのではないかと、例えば、『環境・景観』、『教育』等の他都市の自治基本条例では、あまり触れられていない項目を入れることで、特色となるのではないかと」の意見が出ております。以上、市政運営部会における協議の内容を報告させていただきました。

委員長

はい、ありがとうございました。最後になりますが、市民部会、よろしくお願い申し上げます。

事務局

はい、(資料1)の4ページでございます。市民部会では、今までに部会を4回開催し、市民の定義を「大分市に住んでいる人、働いている人、学んでいる人」と広い範囲を市民として捉え、また、現在の市民生活においての問題点や課題を意見として洗い出し、これらのことを前提に、「市民の権利」「市民の責務」「地域活動団体」「事業者の責務」を検討してまいりました。

現時点での市民部会としての検討経過をご報告いたしますと、まず「市民の権利」では、「大前提として『安心・安全・快適に暮らす権利』が必要である」こと、この他に「『情報を得る権利』、『市民参画をする権利』、『市のサービスを受ける権利』を謳う必要がある」こと、また、「『個人情報』が保護されることも市民の権利であろう」という意見があがる中で、このことを「権利として謳ってしまうと、足枷となる可能性があるので慎重に取り扱う必要がある」との内容となっております。

次に、「市民の責務」では、「権利と責務は対であるということで、市のサービスを受けるには、応分の負担を負うという責務が発生してくるので、謳う必要がある」ことなどの内容となっております。

次に、「地域活動団体」と「事業者の責務」についてですが、「地域の活動などに、その地域内の企業等と一緒に何かしようとする体制作りを条例に盛り込

むことで企業等も参加しやすくなる」のではないが、また、「地域コミュニティは、昔から行われている地域の祭りのように、大人から子どもへ引き継いでいくという継続性が大事である」こと、などの意見が出る中、条例としては、「『地域活動団体』や『事業者』など、別々にあまり細かく規定する必要はないのではないか」ということで、下段に参考として載せていますが、札幌市の条例の中に「事業者の責務」という項目で、「事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする」という条文があるので、その内容に「地域活動団体」のことも含めて謳えば良いのではないかという検討内容となっております。

最後に、「その他」として、「地域のことは、地域で支えあう仕組みづくりが盛り込まれるべき」であること、また、「地域コミュニティを形成するという観点からも「自助・共助・公助」ということが非常に大事であり、これを自治基本条例の大前提とするべき」ではないかという総論意見も出ているところです。

以上、市民部会の検討経過ですが、現在まで、市民部会では順調に検討が行われており、今後は今までの意見と本日の会議や来週の全体会議でのご意見を参考にしながら成文化していくこととしています。以上でございます。

委員長

はい、ありがとうございました。今5つの部会の審議の過程につきましてご説明をいただいたところでございます。今日は各部会の代表者の方々が一堂に会してお集まりでございますので、これからは部会毎に問題点を整理させていただけたらなと思っております。先程の順番に従いまして、最初に理念部会の課題からご議論をいただければと思います。

そこで、議論に先立ちまして、理念部会長さんから補足がございましたら、是非、お願いしたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

理念部会長

はい、それでは簡単に補足させていただきますと、今日お出しした前文(案)というものは、まだ完全に議論を詰めたところまでは、いっておりませんので、これから、多分、他の部会との間のやりとりがかなりあるんじゃないかと思っております。そういうものを含めて最終的に良いものに仕上げたいと考えているんですけども、一方で出来るだけ簡潔な方が良いということと、各部会から出てくるであろうものを予測すると、あまり圧縮できないのではないかと心配になったところがありまして、そこら辺が、私どもの部会の前文について忌憚りの無い意見をどんどん出していただいて、委員の皆さんと一緒に作っていくという感じをお願いしたいと思っております。

それから、他都市の自治基本条例を見ておきますと、非常に美しく、ずっと行っている感じがするんですけども、現実の社会は今、やはり、私たちも、かなり問題意識を持って、感じていまして、そういう問題意識から発するとすると、もう少し前文で現状認識を議論する必要があるんじゃないかとかという気も部会長として感じております。そういう点をどうするか、これから、しっかり議論していきたいと思っております。例えば、「教育」の問題で、やっぱり「子育て」というのは地域社会で子どもを育てているんだというような言われ方がこの頃随分しているんですけども、そういう観点に立った場合に、この条例

	<p>がどうあるべきかというのも一つの大事なポイントじゃないかなと思っておりますので、そういう点についても、部会の枠を越して、いろいろご意見をいただければなというふうに思っております。以上でございます。</p>
<p>委員長</p>	<p>はい、ありがとうございました。それでは今日お集まりの部会長さん、副部会長さん、第一番目の理念部会のこれまでの審議過程、それから、理念部会長さんがお話しされた内容を踏まえまして、意見交換が出来ればと思っておりますが、どなたからでも結構でございますので…。</p>
<p>市民部会長</p>	<p>質問、よろしいでしょうか。別紙2の「協働」の定義づけた事項で、「市民、議会、行政が対等の立場で各々の役割分担のもと、共通の課題解決に取り組むことを言う」ということで書いているんですが、言葉はわかるんです。けど「対等の立場」というのは、現状を見たときに「対等の立場」なんだろうかと思うんです。言葉は二文字で簡単ですけども、こういうことをサラッと行って良いんだろうかなという思いがしておるんですが。それはなぜかと言いますと、下の方に「協働のまちづくり」ということで、「市民、議会、行政が手を取り合って課題解決に取り組むまちづくり」という言葉の方が非常に柔らかく、スムーズに入ってくるような感じがします。「対等」というと、なんと言いますが、市民と議会と行政が対立関係になっているというような違和感がありまして、そこら辺の「対等」という言葉の意味について、どのようにお考えになったのかお聞きしたいんですが。</p>
<p>理念部会長</p>	<p>これについては、まだ議論を詰めているわけではないんですが、私も以前に「市民協働基本指針」の策定に参画させていただいた経験から言いますと、この「対等」というのは、「対立」をある程度意識して切り込んだものではなくて、やはり、それぞれが役割分担を持っている中で、お互いを尊重しあいながら、良い関係を作り上げていくという、そういうような気持ちを、これから市民全体に広げていかなきゃいけないと思うんですね。「協働」という言葉自身がこなれていない、市民に周知されていないという面と、それから、こういうことをやるのに、コミュニティがそれぞれリーダーの問題とかをいろいろと抱えていますので、一朝一夕に出来るとは思わないので、そういう意味で、これからこういう「協働」というものをPRする取組みをしなければならぬ、そういうときに趣旨を伝える、使える言葉をしっかり作っていかないといけない、これは大きな課題だと思います。この定義は、ここに書いてあるものを押し通そうとかそういうことで書いてあるのではないんで、その点をご理解をいただきたいと思います。</p>
<p>市民部会長</p>	<p>「協働」という言葉は全国的な流れの中で、まちづくりの中で出てきているんですけども、それと共に出てきているのが「パートナーシップ」という言葉なんですね。この間NHKの番組を見ていたら、「食の砂漠」、「フードデザート」と言われている内容のものをやっていました。これは大規模店舗が周辺部に出てくることによって、周辺の小規模の八百屋さんなどの店舗がつぶれていって、新鮮な野菜などの食材を確保するのに長い距離を歩いていかななくてははい</p>

<p>市民参加・まちづくり部会長</p>	<p>けない状況が出来て、それを解決したイギリスのシェフィールドの事例を紹介していたんですけれども、私も「パートナーシップ」という言葉の意味をそこで初めてわかったんですけれども、やはり、行政も市民もいろんな人が一度に集まって、テーブルについて議論して「食の砂漠」を解決するという流れをやっていたんですけれどもね、2.の にある「協働のまちづくり」の説明の中の「市民、議会、行政が手を取り合って課題解決に取り組むまちづくり」、「パートナーシップ」みたいな形の文言が良いんじゃないかなということを感じましたんでね。</p> <p>ちょっと良いですか。私たち市民参加・まちづくり部会の議論の大半はですね、(資料1)の2枚目になりますけれどもね、関連がありますので説明させていただきます。</p> <p>この「協働」の捉え方っていうものを、どういうふうに定義づけるのかということが非常に議論が沸騰したわけです。そのまとめの中にもありますように、一つはですね、「一緒にまちづくりをしましょう」というふうな意味で、さらりと考えて良いんじゃないかというご意見もありましたし、もう一つは「市民に責務を課すというイメージを与える部分がある」と、極端に言うんですけど、「この言葉は無い方が良いんじゃないか」といったご意見もあったわけなんです。</p> <p>そうなってくると、どこでどうまとめるかっていうと、理念部会との定義づけの中で、議論をしながらまとめていくのが一番良いんじゃないかと、また他所に投げかけたみたいな格好でありますけれども、理念部会との調整の中でですね、この「協働」の言葉の定義なり、取扱いについて方向性を定めたらいかかなというふうなことで一つ落ち着いたわけなんです。</p> <p>部会自体としては条文の中に「協働」という言葉を使うことについては、今はそういうふうな方向で、市のいろんな政策の中で「協働」という言葉は使われていますので敢えて避けるというのはいかがなものかということで、ただ、そうした非常に「協働」の言葉に対する強い意見というものがあったということをご報告しておきたいんです。そういった中で、一つどこかに着地点を見出していきたいなと思います。</p> <p>この辺は、うちの副部会長の方もですね、ある意味、大変こだわった意見を持っておりますので、ちょっと一言、言っていたきたいと思います。</p>
<p>市民参加・まちづくり副部会長</p>	<p>部会としては、こういうまとめ方をしたんですけれども、個人の考え方とすればですね、出来たら是非、全体の中でですね、皆さんが「協働」のあり方について議論をしていただきたい、こういうふうに思っております。事務局の方にもご苦労いただきまして、全国で自治基本条例を制定されておる中身について、「協働」についての調査もしていただきました。</p> <p>7割くらいですか、かなりの制定されている自治基本条例の中では「協働」を使っている、3割くらいが使っていない、定義も様々ということで、いろんな状況があつてですね、私も気にはなりながら、出来れば一番、直近のですね、今から自治基本条例を作ろうとしているところを見に行きたいということで、実は先週、北九州市に行ってまいりまして、北九州の中身について聞いてきました。新年度、6月くらいに制定するということになっておったようです。そ</p>

の中で、この「協働」関連のまとめ方をしている文がありまして、ちょっとご紹介しますと、「近年の造語である『協働』という言葉を検証していくことが大切」、「『協働』の本来の意味は目的を共有して、互いの強みを活かし、補完しあうこと」、「行政が近年、『協働』を多用し、市民に責任を転嫁するためではないか、『協働』という言葉で、市民が行政の下請けとなってしまうとの危惧がある」、「市民と行政だけでなく、市民と企業、市民同士では協働を想定できる」、「『協働』以外で行政、議会と市民、それから民間の関係を示す言葉が無い」、「主権を持つ国民、市民と公僕である行政との間に本当に協働は成り立つか」、最終的に、北九州市の検討委員会の最終報告では「協働」は使用せずということに決定したみたいです。

大分は大分で独自の考えがあって良いと思いますから、やっぱり気になるのは作られた言葉の中の意味がどういうふうになっていくかということです。当然、条例ですから、造語を使ってもおかしくは無いと思うんですが、これは法律であれば絶対に使えないと思いますので、もちろん、憲法の中にもありませんし、法律の中にはこの造語は出てきません。ですから、そのことを我々がどういうふう認識して、この言葉を使っていくかということが大事ではないかということでもありますので、出来れば、全体の中で委員皆さんがいる中でですね、議論していくことが一番大事ではないかなと思ひまして。

委員長

ありがとうございます。今日の意見交換っていうのは先程申しましたとおり、全体会議を意識しながらという議論でございまして、各部会で、やはり各部会の中だけで対応できない問題点が、たくさん出てくれば、非常に前進できるかなと司会者として思っている次第でございます。そういう意味合いからして、今、部会の枠を超えてですね、初めての設定でございますけれども「協働」という言葉で議論が戦わされておりました、大変ありがたいと思っておる次第でございます。

私が申し上げたいのは、ここで結論を出すという意味合いの会合ではないと思いますので、論点整理をさせていただくという観点で、司会をさせていただいております。そういうことでよろしゅうございましょうか、論点整理をさせていただくということで。

「協働」の定義について、全体で意見を戦わせてみる必要があるというようなところの論点の整理でよろしゅうございましょうか。理念部会について、他にありませんか。

市民参加・まちづくり副部長

良いですか。前文ですけれども、一応、(案)という形で示していただきました。これを見ると、やはり、風土とか歴史とかいうのが入ってきています。私どものいわゆる自治基本条例という考え方からして、これから住民自治ということを目指していくということを考えたときにですね、極端な言い方をすると風土とか歴史とかは必要ないと思います。出来れば住民自治の定義という考え方をですね、前面に出しながら…。多くの自治体が作っている自治基本条例を見ますと、歴史とか風土だということがですね、前文に書かれているような気がするんですけども、そういうことではなくて、これから私どもが目指す自治基本条例の定義というものが、やはり前文の中に入ってくるという考え方の

<p>市政運営部会長</p>	<p>方が自然ではないかと思いました。これも出来ましたらこの場でも結構ですし、全体会の中でも結構なんですけれども、やはり前文というのは、その条例を作る大きな意味を持つという点からするとですね、一番大事な部分ではないかと思うものですから、是非そのところを議論していただければと思います。</p>
	<p>よろしいですか。今のご意見に対して私は全く反対ですけれども。なぜかと言いますと、そうすると、大分市の自治基本条例を作るのは、どこで作るんだろうということなんです。要するに、例えばそれが札幌市の自治基本条例とかあるいは他の自治体の自治基本条例なのか、とにかく大分市民がこぞってどこか他所の土地に移って、そこで作って良いよというような自治基本条例だというふうに感じるんですね。</p>
	<p>私の考え方ではですね、人間の社会というものは、やはり自然の中で、そしてその歴史を引き受けながら生活していくというものだと思うんですね。それは「大分」という場所だと思うんですね。あるいは日本という地域でも同じなんですけれども、そういった自然だとか歴史というものを受け継がないような社会というものは、私は地域の社会としてはありえないというように考えるんです。ですから、やはりこの場所に根ざすということがとても大事なですし、この場所とこの時代に根ざすということは、この場所にこれまであった自然であったりあるいは歴史であったりというものに敬意を払うというような生き方っていうのが私は市民としてやるべきことだと考えますので、私はこういうふうな風土とか歴史ということを入れていくというのはとても良いことであると思う、でなければ、大分市である必要は無いという...、極論で言えばですね、そういうことになってしまわないだろうかという感じがするんです。ですから、もちろん、「住民自治」という内容が入ってもそれはそれで良いと思うんですが、その「住民自治」がどこで展開されるかって言えば、この時代この場所、ここで培われてきた歴史とこの自然の中でその「住民自治」というものが行われるわけですから、それを無視して条例は書けないのではないかなと私は考えます。</p>
<p>委員長</p>	<p>はい、今、かなり対立的なご意見のご紹介がございました。理念部会長さん、部会でそういう議論ですか、この前文が出てくる背景と言いますか、今、両委員が主張されているような中身のようない意見は出ていたのでしょうか。</p>
<p>理念部会長</p>	<p>やはり、大分市民が市を愛して、市をもっと良くしていこうというのが、大事なポイントになるんじゃないかと、それと、市民が大分市を誇りとする、想う、前向きな気持ちになるきっかけとしては、今日お出しした案の中に自然の美しさとかの良いところを訴えましょうということでした。それから、もっと踏み込んで、実は、私は個人的に、今、「大分学・大分楽」をやっておられる別府大学の辻野先生と親しいものですから、先生に意見をお伺いしたら、大分は16世紀に立派な都市だったんだという、「豊後(BVN-GO)」と言え、九州全体を指すんだということを大分市民が今、どれだけ知っているんだろうかということをおっしゃってね、これを是非、大分市民に訴えかけるようなところを入れてもらえないかというようなご意見があったものですから、それで</p>

<p>委員長</p>	<p>ちょっと案にも16世紀の国際交流都市をという、ちょっと曖昧な書き方をしましたが、そういう皆がプライドを持つというところをスタートラインに置いてものを考えていったらどうだろうかということをしては思っているわけなんです。ただ、一方で危機感から出発するというやり方もあるし、そこら辺は皆さんの意見をいろいろ聞かせていただくとありがたいと思っているんですが。</p> <p>はい、ありがとうございました。今、市民参加・まちづくり副会長さんがおっしゃっている、理念というものをね、前文の中に語られるべきではないかという発言がございましたね。それで市政運営部会長さんのおっしゃられることってというのは、理念部会長さんがおっしゃっていることと大体共通するようなお考えがあるようなことかと思うんですけども、理念を前文の中に織り込むという市民参加・まちづくり副会長さんのおっしゃっていること、その点について、皆さん何か関連のご意見ございましたら、今日…。</p>
<p>市民参加・まちづくり副会長</p>	<p>良いですか言い方が悪くて、私、誤解されている分があると思うんですが。</p> <p>要は「最高規範」ということで作っていくわけですから、歴史とか風土とかは条例の中に必要ないという言い方をしたわけです。というのは、先程言いましたとおり、市政運営部会長さんが言われたのはですね、そういう特徴があるものを作っていくとはいけないということは、もちろん、賛成なんですけど、それは極端な言い方をすれば「総合型条例」という考え方に立てばですね、その中の最高規範である。ですから、今、言った、歴史だとか文化だとか風土だとかいうのはですね、それぞれの条例の中にやっぱり、盛り込むべきだというふうに私は考えておるもんですから、例えば「風土」であれば環境条例の中ですね、その前文の中に盛り込んでいくべきではないかなというふうに思うし、「文化」であれば文化を大事にする大分市の方向性がですね、やっぱり、ぴしゃっとした形で盛り込まれるような条例を作るべきである、こういうふうに考えておるんです。</p> <p>ということはですね、これまでは無かったと言えれば確かに無かったんですね。これだけ良い歴史があり文化がある大分市がですね、これまでそれに対して市民が一つの方向に向いていくような取組みがあったかと言えれば、全く無かったわけなんです。そのことはやっぱり大事なことかなと。</p> <p>ですから、その条例の中にそれらを盛り込むことも大事かと思うんですけども、やはり「最高規範」という考え方に立てばですね、やっぱり、「住民自治」ということが前面に立って、その中で総合型に作っていくことが、これからの大分市が進むべき方向ではないかなと考えたものですから、前文の中にはそれはどうだろうかという言い方をしたので、ちょっと誤解があったら申し訳ないんですけども。</p>
<p>委員長</p> <p>市民部会長</p>	<p>はい、ありがとうございました。市民部会長さん、よろしいですか。</p> <p>私は市政運営部会長さんがおっしゃったのは非常に…、私ども市民部会の中でも、その問題がちょっと出されて、やっぱり、大分市の歴史と文化を継</p>

	<p>承していくという、その「継承する」ということが今、どんどん廃れていっているんで、例えば鎮守の森が廃れていったりとか、昔の祭りが廃れていったりとかしてきている、団地が出来たことによって、団地の中で夏祭りとか作って共同体の意識を高めようという意識が出てきているんですけども、これがまた20年、30年経つと「よだきいから止めようえ」という流れが出てきているので、歴史とか文化を、ずっと語り伝えていく、そういう想いという部分は前文に入れて良いんじゃないかというのは、私どもの議論の中では出ています。</p>
<p>委員長</p>	<p>はい、ありがとうございました。市政運営部会長さん、どうぞ。</p>
<p>市政運営部会長</p>	<p>「住民自治」ということに関する理念がこの（案）の文章の中に少ないというのは、確かにそうかもしれません。それは少し入れた方が良いとは思いますが、要するに「自治」というのは、基本的にはやっぱり、ある特定の場所で行われるもの、村落共同体にしても、かつての日本の農村社会にもあったと思うんですけど、それは「土地」という、「農業」が中心でしたから、土地を中心として、その場所で展開されていますから、その場所無しには存在し得ないものだと思うんですよ。ですから、そういう意味では「住民自治」ということをもう少し強調する必要はあるけれども、それはどこで行われるかと言えば、この大分で行われるのであるということは、やはり、この大分の自治基本条例として書くべきであろうというふうに私は思うんです。</p> <p>細かいことで申し訳ないんですけども、「16世紀に国際交流都市を築いた先人の偉業」というのは、これはいろんな方のご意見があってですね、もちろん、そういうふうに評価される方もいますし、要するに大友宗麟の時代だとすると、大友宗麟に対する評価は、一般的には高いでしょうけれども、そうではない評価もありますから、あんまり特定の事柄に拠るよりは、大友宗麟だけではなくてですね、古代から大分という地に綿々と歴史は流れていますから、あまり、特に「ここ！」というようなものを入れるのはちょっとどうかという気は私はするんですけども、その辺は皆さんで同意されればそれでも構わないと思いますけれども。</p>
<p>市民参加・まちづくり部会長</p>	<p>歴史をやった者の端くれとして言っておきたいんですけども、今、市政運営部会長さんのおっしゃったことは確かにそうであります。そういうことでもありますけれども、一つのスポットと言うんですかね、そういうふうな部分というものも必要ではないかと思えます。敢えて言うならばですね、地域の歴史にしても県の歴史にしても大分市の歴史にしても、そこに住んで、生活してきた者の総和が今、あるわけですね。だから、最高規範であればあるほど、その総和の部分です、しっかり謳うべきであるというふうに思えます。そういう意味で、この前文（案）は、「てにをは」はまた、別にして、これは取り入れた方が良くないかなと思えますし、もっと言えばですね、大分なり豊後なりの歴史の軸足になったものは、私は瀬戸内の交流であると思うんですよ。いろんな原始古代から、近世、そして今に至るまで、やっぱり瀬戸内を介しての豊後水道ですね、そういうふうな部分がありますので、そのところはここの文章、もし後に触れるのであれば、入れていただきたいなというふうな気はあ</p>

	<p>るんですけれども。</p> <p>要するに、最高規範であればあるほど、やっぱり大分の立ち位置というものを歴史の方から、文化の方から、しっかり押さえれば良いのかなというふうに思います。</p>
委員長	<p>はい、ありがとうございました。</p>
市民部会長	<p>今、前文の話になっているんですけれども、前文と一つ対になっているのが、「目的」の部分もあるんですよ。「目的」については理念部会は検討したんですか。</p>
	<p>市民参加・まちづくり副部会長さんが言う部分、自治の目的の部分は、自治基本条例上の「目的」の部分になるんじゃないでしょうか。前文の中に入れるのはちょっとということがあれば、「目的」の中で大分市がどう向かうか、大分市の自治基本条例がどう向かうかということをお話しすれば良いんじゃないでしょうか。</p>
市民副部会長	<p>その関連ですが、僕は市民参加・まちづくり副部会長のご意見も確かにあると思っています。要するに、この自治基本条例を新たに制定して、大分市が動こうとしているときに、それじゃあ市民が見たときに、どのようなことをやっていかなければならないかというのが明確にですね、ある程度出てこないか、一般論の中でこれを、この前文として捉えたときに、「それじゃあ本当に一歩踏み出せるのか」というと、私はちょっと弱いんじゃないかなと思います。</p>
	<p>だから、今の皆さん方のご意見は十分わかります。要するにやっぱり、いろいろなものがあって大分市があるんだという、これは基本的なものだけでも、これを新たに制定して、我々皆が市民一体となって動き出すためには、やはりこの目的は、要するに今、市民部会長さんが言われましたけれども、目的はそれであっても、しかしながら、前文として、これを推し進めるにあたっての文の中にですね、やはりそこに一つのもが入ってこないか、見られた方は、「これは何？総合計画の謳い文句ですか、何の謳い文句ですか」というような形になるよりは、私は、新たにせっかくこういう部会が出来て、「自治」という形の中で動き出すためには、やはり、そういう部分も入れ込むべきではないかなと思っています。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。まだたくさんの部会がありまして、一応、設定時間が12時までということなので、大変、独断で悪いんですが、理念部会につきましてはかなりご意見をいただきまして、特に前文につきまして「目的」というものを、やっぱり加えた方がよろしいのではなからうかというようにご意見が出たということで、その扱いにつきまして、前文の中で「目的」と言いますか、そういうものを述べることの是非、さらに「目的」という項目が別があれば、そこに述べることの是非、「ここで言えば良いんですよ、前文まで言わなくて良いんですよ」というようなご議論はですね、理念部会にお持ち帰りいただきまして、今日、出ました内容につきましては全体会議で整理をしま</p>

<p>市民参加・まちづくり部会長</p>	<p>して、投げかけさせていただきますので…。</p> <p>段取りといたしましては、全体会議の後ということになりますね、議論としてはですね。ですから、全体会議に今日のような議論のまとめをご提示させていただくということによろしいですか。</p> <p>はい、それでは、もう一つございましたね、「協働」の定義でございますね、2点ということが理念部会に関する議論の中で委員の皆さんから意見が出ました。</p> <p>それでは、続きまして、市民参加・まちづくり部会につきまして、市民参加・まちづくり部会長さん、補足説明ございましたら、お願いします。</p> <p>先程、「協働」という言葉の取扱いについて、お話を差し上げたとおりでございます。それは、そういう方向で取り扱っていただければというふうに思います。それからですね、二番目の「住民参画」と「協働」は一緒にした方が良くないかというところは「協働」の定義ということも関連しますので、後に回したいと思いますが、三番目のですね、「都市内分権」であります、これは非常にですね、厄介な問題でありまして…。</p> <p>本当の意味のいわゆる「地域自治」というんですかね、これを実現するのが、今の支所の体制のままで、それを拡大するとかの方法で出来るのかどうか、あるいはもっと違う形でのいわゆる「地域自治」というものを推進していく必要があるんじゃないか、この辺の方向付けについても極めて大きな課題があるというふうに考えておるんでありますけれども、皆さん方のご意見を賜ればと思います。</p> <p>もう一つ、市民部会ですか、最後の。市民部会の一番下に「その他」のところ、「地域のことは、地域で支えあう仕組みづくりが盛り込まれるべき」とあるところに、多分、関連してくると思いますので、市民部会のご意見もいただきたいなと思います。</p>
<p>委員長</p>	<p>はい、ありがとうございました。それでは、「協働」につきましては先程、議論が展開されましたので、その他の問題点につきまして…。</p>
<p>市政運営部会長</p>	<p>「協働」についてですね、先程のご意見だと、それを使うのか使わないのかという議論もするという話になっていたんじゃないですかね。使うのか使わないのかによって、全体の書き方っていいですか、文言も随分、変わってくるのかなと思うんですが、それをどう持ってくるか、どういうふうに定義づけるかですね、それを全体として理解する必要があるのか、それを早くしないとですね、他のところに相当いろんなところに「協働」という言葉がキーワードになっているような気がするんですけども…。ですから、急に、先延ばしでは無くて～方向付けを早くやらないといけないのかなと思うんですけども。</p>
<p>市民参加・まちづくり部会長</p>	<p>一応、扱いとしてはですね、「協働」という言葉を使うという方向性は持って良いんじゃないかという考えはあるんですが、もう一方では先程、副部会長が申しましたような形でのまあ、根強い意見もあるということで、そのこのところのですね、調整が必要ではないかと思っております。</p>

市民部会長	私もあんまり造語は使うべきではないとは思っているんです。今の時代に出てきた造語ですので、これが将来的にも残っていくかどうかはわからない言葉です...。それよりか、さっき言った「市民、議会、行政が手を取り合って課題解決に取り組む」という書きの方がすっきりする。「きょうどう」というのは、普通「共に同じく」と書きますからね。
副委員長	それは市長の政策でもあるんだから。
市民部会長	市長は、全国的な流れの中で言葉を使っていますからね。「協働」は今の時代に使われている言葉なので...。「まちづくり」って言ったら、皆で作っていくということですから、その「協働」という言葉が「まちづくり」につながるかどうか、今、つながっていますが、これからも将来的にその言葉が使われるかといったらわからないところはありますから。
理念副部会長	だんだんとね、協働のまちづくり、協働というのが市民に浸透していけば良いんですよ。だから、浸透していった場合は「協働のまちづくりというのはこういうものなんだ、みんなで力を合わせて一緒に作ろうよ」ということを皆で理解し始めたなら、それは強い言葉になっていくと思いますよ、私は。
市民部会長	私は、この前のテレビの影響じゃないんですけど、「パートナーシップ」という言葉が一番よく分かるなど。みんなが同じテーブルについて、行政も市民も企業も学識者の先生たちもテーブルについて、一つのまちづくりの方向性について協議して、その対策を練っていくというのが、一番よく分かる「まちづくり」だなと思います。
理念部会長	私ども、大分市内に住んでいると、あまり普段「協働」という言葉を聞かないのですけれども。おそらく、市政で他の自治体と接触しておられる皆さん方、事務局の方はどうなのでしょう。かなり広まってきているのではないかと思うのですけれども。既に「協働」の基本指針的なものが、かなりの数の自治体でも使われていますのでね、そういう日本全体の流れがこれからどっちに向かっていくのかというのを、意識しておかないといけないのではないかと思うんですよ。市政ではどういうふうに捉えておられますか。
事務局	事務局としては、当然ですが、市長が「市民協働のまちづくり」という形で市政の根幹に据えて進めていますので、協働指針というものを作りまして、ともに住民自治のまちづくりを進めているという状況であります。これは大分市の状況でありますけれども、先般、部会で「協働」の自治基本条例における使い方はどうなのかというご意見が多数出されまして、それを調べた結果を再度、皆様方に担当の方から、この状況を説明させていただきたいと思っておりますので、それを以て、ご理解をいただきたいと思っております。
事務局	はい、それではわが部会でお配りした資料なんですけど、口頭で報告させてい

	<p>ただきます。他の自治体の自治基本条例におきまして、協働の規定状況につきまして調査をさせていただきました。基本的にはホームページで…。</p>
市民参加・まちづくり部会長 事務局	<p>ちょっと、これは大事なことからね、(資料を)コピーしたらどうかな。</p> <p>それでは、ちょっと休憩時間ということでよろしいですか。</p>
市民部会長	<p>(休憩中)</p> <p>都市内分権も大事なことですよね。</p>
市政運営部会長 事務局	<p>都市内分権を自治基本条例の中で積極的に謳っているところがあるのですか。</p> <p>一般的な話をさせていただいたのですが、ご存知のように、合併でいくつかの市町村が市になって、例えば区制を設けているところは、自治基本条例の中で都市内分権という形で謳い込んで、自治の展開を図ろうとしている例が多く見られます。</p> <p>ただ、先ほどお話がありましたように、大分市では地域自治区というものを合併に伴って設定しておりません。そういう状況の中で都市内分権をどう捉えていくのか、どう表現していくのか、というのが一つの今後、議論するポイントになると思います。状況としてはこういうところではないかと思います。</p>
市民部会長	<p>「都市内分権」と言ったら、私なんかは、「分権」ということになると、予算執行の部分まで踏み込んだね、「分権」って捉えがちになるので…。</p>
市政運営部会長 事務局	<p>区があるということは区長というのがいて、区長選がある。都市内分権の長というのが選挙で選ばれるというのは当然、都市内分権だというふうに思うんですけど、大分市の場合はちょっと状況が違いますよね。</p> <p>違います。地域自治区でもいわゆる公選制を設けているところと、公選制ではないということもございまして、必ずしも同じ状況ではありません。</p> <p>大分市は地域自治区という形を設けておりませんが、市政の方針として、出来るだけ地域のことは地域で決めていただくという姿勢が重要であろうということで、支所とか出張所の制度の中で、出来るだけいろいろな形で予算を含めて分権化を、市域内分権という呼び方をしているのですが、そういう姿勢で市長は考えていると思います。</p> <p>ただ、これが都市内分権ということで、自治基本条例に謳い込んでいくかどうか、謳い込んでいくということであれば、どういう言葉で謳い込んでいくのかという形の議論展開が必要になっていくと思います。そこはいろいろな考え方があろうかと思いますが、委員さん皆様でご議論いただいて、方向性を定めていただければと思います。</p>
委員長	<p>はい、それでは都市内分権はちょっと後の課題ということで、手前の、今、</p>

問題になっています「協働」について、事務局からよろしくお願いします。

事務局

今、お手元にお配りさせていただきました資料についてご説明させていただきます。

他自治体における自治基本条例におけます「協働」の規定状況について調べた資料でございます。まず「１．規定状況について」でございますが、基本的には皆さんが検討委員さんになられたときに既に制定されている他都市の一覧と言いますか、資料があったと思いますので、その資料を基に由布市さんと、わかる範囲で作り変えをいたしまして、最終的には113の自治体をホームページにて検索したものでございます。その113の内訳でございますが、都道府県・政令指定都市が5、中核市が2、市や区が71、町や村が35という状況でございます。

点線で囲んでいる中でございますが、「協働」を項立て、いわゆる協働の推進だとかをきちんと条文として規定をしているという自治体が63ございました。全体の約56%になります。「協働」を定義等のみで規定ということで、項立てはしてありませんが、前文でありますとか、目的、基本理念、基本原則に協働を謳い込んでいる条例が32自治体ありました。これが全体の約28%です。自治基本条例上、「協働」というものを何らかの形できちっと謳い込んでいるのが全体の8割以上の自治体で「協働」という言葉を使用いたしております。「協働」とは違う表現で項目等として規定しているというのは先ほど市民参加・まちづくり副部長さんからお話しがあったかもしれませんが、いわゆる「協働」という言葉を使わずに、多治見市さんの「連携協力」とか他の言葉に置き換えている自治体も7ございます。全体の約6%です。最後に「協働」の規定そのものが無いのは、最初に制定されたニセコ町さんとかホームページで不明の分とかを合わせて、10%いかない程度ですが「協働」についてはなんら謳ってないか、もしくは分からないという状況でございます。

次に、「２．『協働』に関する他自治体の考え方について」ということで、上から3番目の上越市以下を読み上げさせていただきますが、まず上越市の自治基本条例の逐条解説書に書かれていた内容でございます。「近年、『協働』という言葉は頻繁に使われているが、行政と地域や団体等との委託やいわゆる下請のような関係がイメージされるなど、誤った認識を持たれている言葉でもあることから、この言葉に本来的に求められている意味を改めて定義することにより、協働の在り方を明確にし、誤った認識を払拭することをめざしたものである」という解説をいたしております。

その下の多治見市さんの条例の解説の抜粋でございますが、「当初、『協働』の字句を用いていましたが、『協働』は、目的と行動を共にするニュアンスがあり、『連携協力』は連携と協調を意味し、行動を共にしつつも目的を共にするとは限らないニュアンスがあります。今後、行政と市民との関わり方が変化していく可能性がある中で、多様な主体による自由な活動を大切にしまちづくりをすすめていく視点から、あえて『協働』とせず『連携協力』としました」という説明があります。

最後は参考でございますが、現在本市が定めております大分市市民協働基本指針より抜粋でございます。市民協働の定義でございます。「市民協働とは、『よ

	<p>り良いまちづくりを望む人たちが、ともに信頼し合うパートナーとして、お互いの特性や社会的役割を尊重し、対等かつ自由な立場で、共に考え、共に行動すること』を言います」とあります。資料は以上でございます。</p>
委員長	<p>はい、ありがとうございました。実態はこういうことであるということになります。それで、「協働」につきましては、また12日の全体会議でいろんな委員さんの立場でご意見を聞かせていただきたいと思いますので、今日のところはこの辺で、全体会議に持ち込むということによろしいでしょうか。</p>
全代表者	<p>はい。</p>
委員長	<p>それでは、先ほどから話題になっております、「都市内分権」につきまして、ご意見をいただきたいと思います。市政運営部会長さんからも先ほどお話がありました。</p>
市民部会長	<p>基本的に皆の部会の中で「小学生が読んでもわかりやすい言葉で」ということで検討していると思いますので。「都市内分権」という可能性の問題もあるでしょうし、今、実際にその方向がきちんと「都市内分権」までいく可能性があるのかどうかという問題もあるので、私としては、こんな難しいことを謳う必要がないのではないかなと思います。</p>
委員長	<p>他にご意見はございませんか。</p>
市民参加・まちづくり部会長	<p>自治基本条例の行き着く先は、地域のそれぞれの自治になるのではないですかね。</p>
市民部会長	<p>それぞれの自治区が行政とかパートナーとしてまちづくりをしていく、まちづくりをしていくということはあるのですが、都市内分権という中にまで踏み込んでいった自治区づくりになるかと言ったら、私はならないと思うんです。行政がそこまで、何もかも自治区の中に任せていけるかと言ったら、任せきれないと思います。</p> <p>「分権」ということになると、予算執行権から人事権から全て、「分権」したところに任せてしまうことであるし、その中の公選制といった話も出てくる。それは極端な説明になると思うんですけど。</p> <p>自治区のまちづくりということだけで、自治基本条例の中での各自治区のまちづくりということだけ考えた時には、「都市内分権」という難しいところまで踏み込む必要はないのではないかな、というのが私の考えです。</p>
市民副部会長	<p>私は、文言的にはそういう文言を入れても一般の方はわからないと思うのですが、今から自治基本条例を議会も入りながらやっていく中で考えたときに、今、大分市では校区単位くらいでまちづくり委員会みたいなものを立ち上げながら、「我々の校区はどのような方向性を出そうかな」というようなことが起こって、この自治基本条例というのが生きてくるんだと思うんですよ。そういう観</p>

点から見ると、今、市民協働推進課が地域コミュニティ（自治区単位）にお金を出しています。しかし「こういう形の中で我々がこの校区を変えたいんだ」というものが見えたときに、そこに行政として応援してあげましょうという形にならないと、我々は校区全体を見ている中で各々の町内にお金を配られてもですね…。例えば申し訳ないですけど具体的に言いますと、仮に地域コミュニティでテントを買いましたとしたときに、「それは良いでしょう。しかしながら、テントを買ったくらいのもので地域コミュニティですか」と私は言いたいです。そこで皆が動いて、「いろんなことができましたよ」と、「こういうことができましたよ」というものが出来てきたときに、そのお金が活きるんであって、この辺が「協働」の話と交差してくるんですけれども、「協働」、「協働」と言われても、「協働しましたか」、「やりましたか」、「どうですか」というふうにやりだすと、ここに書いているように行政の下請け的に協働をやらされているんじゃないかと思うんだけど、しかしながら逆に言うと大きな面を見ると、そういうことが起こることによって、我々自体が変わっていきながら、その一つの事業をやっていくという形をやっぱり見据えていかないと、「協働」の扱ひもそういうことになる。行政のお金も本当のことから言うと、3年ほど地域コミュニティをやっておりますから、担当の方も見えているみたいですが、我々一般の者からいろいろ拾い上げて各地の話を聞く中で、やはり、そこら辺が問題であって、「やってください、何かやってください。お金は出しますよ」というような話じゃないんですよ。やはり、「皆が考えたものに対してお金を出しましょう」という形の中でやってこないとおそらく地域の一体感も出てこない。バラバラになってくるというような形になるともっとも難しい問題が起こってくるんじゃないかなと思っておりますので、これが自治基本条例の中でどういう位置づけになるかわかりませんが、その辺がやっぱり「協働」とかですね、そういう地域コミュニティの中の諸問題を解決できるだけの条例を作っていたかかないと、おそらく地域は動かないんじゃないかなというように私は考えております。

委員長

ありがとうございました。副委員長さん、どうぞ。

副委員長

今、暗に下請けだとか言われていましたけれども、地域では下請けだとかいう感覚はもう無いんですよ。地域をどうしようかということをお互いに話し合っ、そしてそれを「こういったことをやろう」という一つのブロックで考えて実践をしてきている。その実態がもう既に動いている現実ですよ。「条例があるからどうだ」とか、「条例がないからどうだ」とかいう形じゃなくて、地域はもうそういった形で、それぞれ形は変わるけれども、動いているという現実には考えなければいけないと思うんですよ。

市民副部長

今、副委員長さんが言われたようにですね、恐らくそういうことをやろうという心構えは、協働のまちづくり委員会とか、そういう形の中でも流れてきているし、頭の中にはある程度の方は（意識が）出てきたわけですよ。今、言われたように、「それじゃあ、地域はどうやっていくのか」ということを我々自体が考え直す時期にきたと思っていますので、そこら辺を捉えたうえで行動し

ていただかないと、例えば、(市から)補助金が出てきた時に、「その補助金は大事に使いましょうよ」と、「皆でこの補助金を使って我が町の困っているところを直していきましょうよ」というようなことをやっていくような自治に変わってきておりますので、従来とは、私は違ってきていると思います。

それと、どちらかと言うと、支所があるところは、おそらく協働のまちづくり委員会でも支所の職員が一生懸命率先して先導役となっていることをやってきているのが強いと思います。中央の部分はどうしても支所というような感じにはならないのですが、周辺部はやはりある程度はですね、そういう考えを持たれて行動されていると思います。

市民参加・まちづくり副部長

さっき、市民参加・まちづくり部会長が言いましたように、自治基本条例の最終目的は都市内分権だと思います。いろんな法に則ったやり方とか、地域、地域の独自のやり方とかスタイルはあるんですが、実際にやっているところを見ると、隣の臼杵市と北九州市に行ってきたんですけども、臼杵市の方も昨年から地域の協議会を設立して、行政と一体となってやっていこうという形でやっているんですが、「都市内分権」という発想よりも、地域で何かしないと、高齢化で地域が成り立たないからそれを作ったという目的が若干違います。北九州の場合は、小学校区単位に拠点を作っています。公民館を利用するとか、そういう施設がない場合は独自に市が作って小学校区単位に拠点を作って、いわゆる地域の中でどうやってその地域を活性化させていくか。あるいは地域の問題をどうやって議論していくかっていうのをやっているみたいで、いろんなスタイルがあると思うんですが、要は、どんどん合併も進んでくるだろうと思いますし、地域、地域で取り組む課題というのが山積してきているということだと思います。ただ、そうは言いながら、地域に目をやると、副委員長にはちょっと申し訳ないんですけども、自治会長さんと自治委員さんというのはほとんど兼務なんです。その中でなかなか地域のまちづくりを、行政の仕事もしなければならぬ、地域の仕事もしなければならぬ。あれもこれも、というのが、今、自治会長さんがかなり荷をかぶっているのは間違いのないわけです。結局、オーバーフローしているのは間違いのないような状況でして、更に今言ったように「都市内分権」と言ったときに、無理があると思うんです。ですから、その考え方をどこかで考えていく必要があるというふうに思えば、そのシステムを行政が作ってあげるべきだというふうに思っています。だから地域のまちづくりを本当に自分たちでやるということで、何も「権限、財源を地域に渡せ」という話じゃないと思うんです。やっぱりその地域、地域が活性化するために、「自分たちが何ができるか」というシステムを作ってあげないと、いつまでたっても、そういった「都市内分権」というのは出来てこないし、ましてや自主自立といういわゆる地域の本来の姿というのはですね、大分市全体を見ても、独立したものにはならないというふうに思っているの、出来たらその辺のことから議論していただければなというふうに思います。

市民部会長

私ども市民部会でもね、その他の項目として、「地域のことは地域で支えあうというのが盛り込まれるべき」ということで、結論を持っています。「地域コミュニティを形成する観点から『自助』、『共助』、『公助』が非常に重要であり、

	<p>自治基本条例の大前提とするべき」という検討もしておりますので、「都市内分権」という言葉がちょっと重過ぎるんで、私としては先ほど反対と言ったのは、言葉の重さがね、ありすぎるんで、地域のことは地域で支えあう仕組みづくりという観点から考えた言葉っていうのがあると良いなという思いはしております。</p>
副委員長	<p>ちょっと、良いですか。ちょっと、市民参加・まちづくり副部長が言ったことについて、「自治委員と、自治会長を兼ねている」というのは、はっきりした事実なんですけど、自治委員は大分市の特別公務員です。だから、対等な立場にはならないんですよ。「市長が任命した特別公務員」という形になっているから、この肩書きをどうもこの矛盾をどうするかという問題がはっきりしてくるわけです。今、大分市の自治委員会としては、2足の草鞋を履いているわけです。というのは、市のほうでは、自治委員という形で、県の自治会長会議に入っているのは自治会長会ということで入っているわけです。その辺の問題の処理も自治基本条例ができる場合には考えなければならない問題だと私は思うんです。</p>
委員長	<p>はい。ありがとうございます。理念副部長さん、何かありますか。</p>
理念副部長	<p>自治基本条例が出来ていく中で、今、ここに「都市内分権」、「地方分権」、「地域分権」ということを進めていくとき、一番大事なのは人材だと思うんですよ。どんな立派な旗振り役がいるか、やる気のある旗振り役がいるか。そして、皆がそのリーダーに従って動いていくときに、この一つの自治基本条例の市民参加・まちづくりの部を広げて読むとやる気が起きてくる。そういうような条例になってほしいなと思います。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。かなり今の議論を通しまして、地域コミュニティの活性化に相当な問題点が潜んでいるということがクローズアップされてきたんじゃないでしょうか。「都市内分権」という言葉が、たまたま出てきたわけございまして、皆さんがご議論されている思いはですね、地域のコミュニティの活性化、自治をいかに維持し、築いていくかという話かと思っておりますので、これはまた全体にかけさせてもらって、更に意見をいただくということによろしゅうございましょうか。</p> <p>ちょっと話が飛びますけれども、南海部郡で合併が行われて、佐伯市になったんですよ。そのときに私はある村に関わっていたんですけども、一番、恐れていたことは、「合併してしまったら佐伯市じゃないか」と。「俺たちは一生懸命まちをきれいにして、花を植えているいろいろしてきた。だけど、そういうことをどうやって続けていくのかと。その思いというのが、村や町のときにはあったけど、ひとつになったら、もう任せたら良いんじゃないか」というような思いになってしまうんですね。非常に切ない。それはなんとかしなければいけない。昔どおりに地域、地域が頑張っていかなければいけないという。そのきっかけが合併したときに飛んでしまうというような恐れを感じたんです。そういう意味で市全体が活性化するためには、地域、地域の末端のコミュニティ</p>

	<p>が元気づくことは必要かと思しますので、これは大きなテーマとして残していったらいかがでしょうか。</p>
<p>市民参加・まちづくり部会長</p>	<p>さっき、言葉が重過ぎるっていう話は何回も出てきたんですが、それはどういふふうな取り扱いをいたしますか。</p>
<p>委員長</p>	<p>これは、都市内分権という言葉の意味をちゃんと皆様方にご説明いただいて、その定義の中で議論していったらいかがでしょうか。その言葉を使うか使わないかということは、後回しにして、まずこの言葉というのはこういうことを目的とした、こういうことをやろうとする言葉ですよ、ということをご理解いただくと。</p>
<p>副委員長</p>	<p>都市内分権というのを分解したらどうでしょうか。小学校の生徒が分かるように、都市内分権という言葉をはばばらに。</p>
<p>委員長</p>	<p>議論の過程では、まず全体会議で共通の定義をやっていただいて、「そういう意味だね」ということで、便利な言葉として、使う方は使っていただくということで、当面はいかがでしょうか。</p>
<p>市民参加・まちづくり部会長 委員長</p>	<p>はい、分かりました。</p>
	<p>はい。それではですね、市民参加・まちづくり部会の論点は一応まとまったんじゃないかと思えます。そこで3番目でございます。私が部会長をさせてもらっているところですが、大変皆様方には恐縮なんでしょうが、今日事務局からご案内がございましたように、最大のポイントがあるわけでございます。議会の基本条例が先行しているのはご案内のとおりでございますが、それと今回我々が制定を目指している自治基本条例の関係ですね。それをどういうふうに捉えるか、というところでございます。以前にご紹介いただきました由布市なんか、議会の独立した条例を作っておられませんが、由布市の条例に入り込んでいるんですけれども、大分市の場合ですでに議会が先行している。その中で、先ほど理念の前文のところでも出てきましたけれども、最高規範性という言葉が出てきましたよね。そこら辺のところの関係をきちんとつけておかないといけないのではないかと。ですから、対等な関係で制定するんだとなったら、議会のところはほとんど関係なくなるということになるし、最高規範性があるということになると、やはり議会の基本条例との位置づけをどこかに入れ込んでおかなければいけないんじゃないかな、ということで、(部会に)議員さんが2人おられまして、侃々諤々議論をしようという状況であったんですが、たまたま議員さんのご都合がございまして、偶然のご欠席ということで、議論に至っていないところでございます。執行機関・議会副部長さんどうぞ。</p>
<p>執行機関・議会副部長</p>	<p>今、部会長がお話くださったとおりなんですけれども、非常に難しい問題ということで、なかなか具体的な議論はしにくいと。フリートーカー中心で部会の中ではそれぞれの意見を述べてまいりました。実際には議論の中では執</p>

行機関・議会というものが部会の名前として使われているということで、市民という存在がどこにいったしまったのかという話から始まりまして、市民が主権者であると。市民参加というのはこの自治基本条例の大事な根幹であるということを確認するところから、話が始まっています。先程からずっと今日のご報告と議論を聞かせていただいて、大分市、執行機関、行政と議会と市民との関係について各部会、委員の先生方がどういうふうにイメージされているのか、というのを聞くのも非常に参考になりました。つまりその3者が例えば対等な関係であり、あるいはその対等という言葉が若干ニュアンスとして異なるということであれば、同じテーブルの上で手を取り合って、携えあってやっていくと。そういうことが我々が考えている3者の関係の大まかなイメージであろうということが、ひしひしと伝わってまいりましたので、今後、私たちがやらなくちゃいけないのは、いささかぼんやりとしたイメージというものをこの条文の中で、いかにしっかりとした形にしていくか、ということになっていくのかと思っています。なので、対等という言葉が使われるのは、私として感じたのは、例えば先程から一方で行政と市民との関係において、市民が行政がやることの足かせになっているんじゃないかという声も非常にたくさんありまして、上下関係のようなものが想定される。でもそれは違うんだと、同じ対等な立場でパートナーとしてやっていくものなのであると。そういった強い私たちの希望とかイメージというものはあるだろうなど。そこは非常に感じております。ただ上下関係をなくしましょうという考え方自体が、もしかしたら現在においては時代遅れなのかもしれないなど。つまり時代はもっと先に進んでいるんだというような声も少しいただいたりしたことがあります。そのもう一步先に踏み出したときに、どうしていけばいいのか。我々が持っている目的にそぐうような形でそれを規定することができるのだろうか、そういうことを私なんかは考えながら今日の議論を聞かせていただいています。

ただ、この件に関しては部会長さんの方がもちろんご専門ですので、私なんか言うことじゃないかもしれないんですが、地方自治の在り方というのがこうであるというような、憲法以下法律で、ある程度決まっている枠組みというものもありますので、その中でどこまで大分市の独自性を果たせるのかという部分も含まれているようでもあります。それがもちろん、先行している議会基本条例との関係をどうするのか、それを決めなくちゃいけないんですけども、そこがなかなか皆さん方が意見を口にしないでは済まされない部分もある、個人の意見ではどうにもならない部分があるということで、なかなか議論が難しいという現状に今あるかと私は思っておりますので、とりあえず今日は行政、議会、市民の関係について我々全体が対等として、どんなイメージを持っているのかということを確認できただけでも、私としては収穫になったかなと思っています。細かい議論はこれからかと思えます。あまり役に立つような話ではなくて申し訳ないんですが。

委員長

はい、ありがとうございました。この点はいかがでございましょうか。

市民部会長

議会基本条例を作った市民参加・まちづくり副部会長さんに議会基本条例の位置づけをどう考えたらいいのか、聞いたらどうですか。

<p>市民参加・まちづくり副部会長</p>	<p>前もちょっと言ったことがあると思うんですが、全体会の時に議会基本条例を作った背景とかいきさつとか、中身とかを少し触れて説明させていただいたことがあると思うんですが、基本的には総合型というイメージの中で行政のことを考える行政基本条例、議会のことを考える議会基本条例、この2つを合わせて自治基本条例という考え方に立っていくということですね。ただ、教育委員会の部分をどうするかという部分はあるんですけども、これはこれとして考えていかなきゃならないと思うんですが、要は、そういった形で考えていけば、議会は議会の条例を作って、行政は行政の条例を作って、その中に今言ったような議論を、自治体いわゆる地域自治ということを含めて、いろんなスタイルで議論をしていくと。それを合わせて自治基本条例という考えに立てば、整合性というか、執行機関の関係を含めて、二元代表制ということが根底にありますから、あくまでも市長と執行機関、それと議決機関としての議会という考え方に立てば、わかりやすいんじゃないかなと。市民の皆さんにも説明するときにはそういった言い方のほうが分かりやすいのかなというふうに思っています。</p>
<p>市政運営部会長 委員長</p>	<p>私たちは大分市自治基本条例の策定をしているんですけども、これは大分市自治基本条例ではなくて、大分市執行機関基本条例を今、作っているのですか。</p> <p>そこが最大の議論なんですよ。市民参加・まちづくり副部会長さんの考えが委員さん皆さんが「そうだよ」となれば、私も今は今の市政運営部会長さんがおっしゃった執行機関基本条例になると。「いや、そうじゃなくて議会の条例は今我々が作っている基本条例の中に包含されていくものであるよ」というふうになると、執行機関の基本条例ではなくなる。大分市のまさに名前のとおりの基本条例になるというふうなところの論点整理をどこかでしないといけない、絶対にその点を突破しないと条例化できない、大きな問題だと私は思っております。</p>
<p>市政運営部会長 委員長</p>	<p>単純に考えると、私は後者だと思うんですけど。</p> <p>先程2人の議員（部会委員）さんが、たまたまバッティングして、両先生がお休みだったというんでね、議論ができなかったっていうのはなぜかという、議員の先生方が発言をなさらないところで議論は成り立たないということなんですけど。</p> <p>今日は全体会議にかける、ちょっと手前の会議でございますけれども、もう少しご意見を伺わせていただけたらと思います。いかがでございますでしょうか。</p>
<p>市政運営副部会長</p>	<p>自治基本条例の中の議会にかかる部分の条文的なもの、あるいは理念の中においても、議会にかかる部分はすっぱり除くという、そういうイメージなんですか。</p>

市民参加・まちづくり副部会長	<p>捉え方はいくつかあると思うんですが、一つの捉え方として、議会に関する事は議会基本条例に準ずるという考え方ですね。それと議会基本条例に書かれているいろんな目的とかあると思うんですが、そういったものを織り込んでそれも別には問題ないと思っています。ですから、捉え方としては、議会基本条例というのが現実に出ていますから、あとは当然、行政基本条例と、全体的な自治という関係の条例を作れば自治基本条例が完成する、というふうに私としては思っています。</p>
理念部会長	<p>問題意識として私が先程から申し上げているんですけども、今の日本の社会の危機感っていうのがあるんですよ。大分市でもやっぱりそういうところがいろいろ問題としてあがってくる可能性がこれからますます増えてくる。そうすると今の基本条例の中で市民の基本条例というのが一番大事な部分じゃないかなということで、市民がいかに自発的にコミュニティを一生懸命皆で作って、良いものにしていくという動きは本当に定着してくれば、それで目的を達成するわけです。そこにいくまでに、我々がここで議論をしている一番大事なことは、市民がどれだけ前向きになってもらえるかという点だ。</p>
副委員長	<p>そう思っているけども、今、出てきた議会と、行政基本条例と、それを含めて自治基本条例と言っている。</p>
理念部会長	<p>私は3つになるんじゃないかなと。市民の基本条例というのは、できるわけです。3つが1つのトータルになり最高規範になるわけですよ。</p>
市民部会長	<p>その3つを謳い込むことによって自治基本条例になるんで。だから自治基本条例の中に議会の責務とかいうことで謳い込まないといけないんです。</p>
市民参加・まちづくり副部会長	<p>だから、構成するのは、市民があって、市長があって、議会があるわけですよ。当然執行機関の中には職員の皆さんがおりますから、総合するとこの4者ですかね、職員の皆さんを入れて。この4つしかないわけですから。自治体を構成している部分というのは。だから、これを考えたら今言ったように、それぞれの部分があってしかるべきだというふうに思いますので、それをまとめたのが自治基本条例というふうに考えれば良いんじゃないかなと。</p>
理念部会長	<p>もし今、既に出来ている議会基本条例がですね、全体の中にはめ込んだ時に、なんかこう境目がギクシャクしておかしいとかね。手直しが必要だという部分があれば別ですけど、そうでなければ、そのまま入れておけば当分は保つんじゃないんですか。</p>
市民部会長	<p>議会の責務というのは結局、市民と一緒にまちづくりをするというのが基本ですから、それを議会基本条例の中に謳っていますのでね。だから出来あがった自治基本条例と整合性が取れていると思いますので、そういう謳い方をして、その中に組み込めば良いと思いますけどね。</p>

理念部会長	と、私も思うんですけど、いかがですか。
市民副部会長	<p>おそらく、連携の再構築を狙われているのが議会基本条例だと思うんですよ。市民とのね。だから、その論点からいくと、自治基本条例があってその中に議会基本条例もあるし、行政基本条例もあるし、いろいろなものがあるんだよと。</p> <p>「しかし、市民はこの全体を通して、一つの行動をするんですよ」というものが見えれば、議会基本条例も生きてくるし、いろいろな条例がそこに噛んでくるという話になると思います。</p>
市民参加・まちづくり副部会長	<p>市民は市長に対して行政の一部を信託しているわけです。議会に対しても信託をしているという考え方に立てばですね、当然、市民と市長の関係、市民と議会の関係というのが明らかになってきます。市長は独人制ですけれども、議会は合議制ということになりますので、今、言ったように、全体を考えていけば、一つの形がそこに見えてくるということで定義づければおかしくはないと思います。</p>
理念部会長	<p>先に出来たか、後に出来ただけの問題であって、中身は特に問題にならないんじゃないかなと。</p>
委員長	<p>執行機関と議会と市民の三位一体の関係を規律するような条例ということ、ということで、一応の方向性を。</p> <p>はい、それでは、だんだん時間が下がってまいりましたが、4番目の部会は、市政運営部会長のところですね。</p>
市政運営部会長	<p>市政運営部会のほうでは、執行機関が行うべき内容に関して、どのような条文が出来るのかということを検討しているわけですが、他の基本条例の参考例を読みながら、いろいろ項目を挙げていった中で、他の部会で検討されるべきものとの整合性と言いますか、そういったところを謳わないといけないものが出てきているということで挙げております。</p> <p>一つ市政運営の基本ということが挙げられているところが多いんですけども、内容的には、これは実はここの市政運営部会で担当する章ではなくて、理念的な部分、基本理念に関わる部分になるのではなかろうかという意見が出まして、そこに条文例が挙げられておりますけれども、理念部会のところは基本理念ということで、どういうことが謳われるかっていうことをすり合わせをしなければいけないということで挙げております。</p> <p>その次の条例の制定に関しましても、条例の制定そのものは市政運営のものなんですが、その中で市民参加ということを取り上げていますから、ここでは市民参加・まちづくり部会で検討される内容とのすり合わせが必要であろうというふうなことです。</p> <p>それから、人材育成についても同じなんですが、人材育成というのは、どういう意味で取り上げるかによって変わってくるんですけども、市の執行機関における人材育成だけではなくて、コミュニティ活動をやる人材の育成ということも考えるのであれば、市民参加・まちづくり部会で検討し、条文を考えて</p>

いただくというような内容になるのではないかという意見があります。

それから、その次の2つは、市政運営という章立ての中で取り上げるよりは、一つ大きく、他の自治基本条例の例等を見ても挙げているようなところがありまして、例えば連携・交流ということなんですが、他の地方公共団体ですとか、海外の市町村との国際交流も含めて、こういった連携・交流、もちろん国とか県とか規模の違う公共団体、それから、市町村との連携とかもあるんですが、そういったことに関する内容に関しては別章で考えたほうが良いではないかという意見もあります。それから、多文化共生を挙げているとことがあるんですけども、多文化共生というのは、国際交流の中、あるいは他の地方公共団体との連携・交流の中で挙げるのか、もしくは市民の定義の中で様々な市民というのが、どういう市民かということをも具体化する中で、大分市における多文化共生というのが語られるのではないかなど。それを別に分けて作り上げてここで挙げる必要があるのかどうかということをも他の部会との間ですり合わせをしていくのが必要だということでもあります。

それから最後に、これは市政運営の中で、例えば景観とか環境が出ているところがあるんですけども、由布市の場合ですと、「景観」ということで別章立てになっているんですね。これは由布市の持っている独自性だと思うんですけども、由布市の自治基本条例を特徴付ける一つの項目になっています。そういうものを大分市の場合には何か考えると、「環境」とか「景観」とかを取り上げる必要があるのかどうか。あるいは先程来、「教育」というのが出されておるんですけども、実はこの教育に関しては今まで出てきておりません。自治基本条例のどれを見ても、教育に関して書いてある条文がないんですね。非常に不思議だなと私自身は思うんですけども。今日の前文で書かれているように、次の世代に確実に引き継いでいくため、というのを問題にするのであれば、大分市の行政の中で「教育行政」、もっと広く挙げると「教育文化行政」なんですけれども、そういうことに関して、何かやっぱり、具体的なものではないんですけど、非常に大きな問題として、例えば、この地域を愛し、未来を担っていくようなそういう人材を育てるんだというようなことがどこかに謳われても良いのではないかとということです。以上です。

委員長

はい、ありがとうございました。特に今、ご紹介いただきました後の方ですね。改めまして、章立てをする必要がないだろうか、という部会のご意見のご紹介でございました。

市民参加・まちづくり副会長

この市政運営部会に限らず、今、ずっと議論をされているんですけども、議論をしている中身はある程度具体的な議論が進んでいるのかなというふうに思っていますけれども、私どもの部会も、いろんなことを議論してきたんですが、やはりどうしても整理しておかなければいけない部分が、理念条例にするのか、少し具体性を入れた、実効性を持たせたものにしていくのか。それによって、今、市政運営部会長が言われたような中身の議論が出来てくるのかなと思うので、ちょっと整理が分からない点もあって、本当に理念だけで良いのか、あるいは、もう少し実効性を持たせた条例にするのかですね、その方向性の確認をするのが必要かなというふうに思ったものですから。

<p>委員長</p>	<p>まさに今、市民参加・まちづくり副部長さんがおっしゃった内容が一番の根幹かと思いますが、理念条例にしますと、特に章立てはしなくて良いんじゃないでしょうかという方向に流れていくかと思うんですが、やっぱりもっと個別具体的に挙げていった方が良いんじゃないでしょうかという、おそらく右と左の展開の相違と言いましょか、一応予想されるんですが、いかがでございましょうか。</p>
<p>市政運営部長</p>	<p>理念であっても、基本条例の全体的な構造というものが、ある程度確認されなければいけないのかなと思います。それぞれ皆さんがバラバラに並べるのではなくて、今のところ部会のもものが一つのまとまりで構造化されているわけですね。そうすると内容的に条文を見たときに、私は専門ではないですけども、やはり内容とか構造化されているんだと思います。その構造というのをどのような構造で考えていくのかというのが、私は非常に気になっている部分です。その内容が理念的か具体的かということ以上に、どのような項目を挙げて、どのような項目でまとめられる内容を挙げていくべきなのかということ。その全体的な確認というのを皆さんで議論すべきだと思います。</p> <p>そういうのがないので、例えば連携・交流とかをどこに入れましょうかということが、この部会の中で問題になっているということと、構造をすることによって、大分市の基本条例としても、方向付けが見えてくる。具体的な内容を言うと、条文ももちろんそうですけれども、全体的な構造の中で大分市の基本条例がどういう性格のものかというのが見えてくるんじゃないかなと思っております。そうすると、その中に例えば「教育」があるというのは、とても他とは違うと。違う方向を向いているということになるのかなということがありまして、具体的にこういう章はどうかということはあるんですが、その背景の中には全体的な構造として、何を謳っていくのかというまとめを、そろそろしないといけないのではないかなということがあります。</p>
<p>委員長</p>	<p>いかがでございましょうか。かなり本質的な部分になろうかと思いますが。ものの考え方として、執行機関と議会と市民の協調関係を推進していくためのエッセンスだけをまとめあげた基本条例ということもあるかと思いますが。それを更に一步踏み込んでいって、環境問題だとか。私は全体会議の司会をさせてもらっていて、その辺の議論をしましょうということを強くおっしゃった委員さんが結構いらっしゃいました。それはいつするんですかというご意見でございますね。それが議論されなくて、基本条例はあるんですかという意見ですね。非常に悩ましい問題提起だと思って聞かせてもらっていたんですけども、その点は今日、いくつかのご意見を聞かせていただければありがたいかなと思います。</p>
<p>市民参加・まちづくり副部長</p>	<p>今の関連ですが、「教育」という話が出ましたけれども、教育だけじゃないんですけども、今、議会として、「こどもに関する条例」を作ろうということで、今年から来年にかけて、2年がかりで作業を進めております。当然、社会の財産という位置づけの中で子どもたちが少子化の中で本当にいろんな意味で危機</p>

<p>市政運営副部長</p>	<p>感を持っているというか、子育ても含めてですけれども、社会全体で支えなければならぬというのは、待ったなしの喫緊の課題であるということは間違いないわけですし、誰もが認識しているけれども、具体的なものというのが、なかなか起こってこない。そのためにはやはり何かそこで子どもに関する条例を作って一つの方向性を出したらどうだろうかということで、今、議会はそういう取り組みをし始めたところなんです。</p> <p>特色を持たせるということであれば、そういうものも一つの大分市の特徴になっていくのかなと。自治基本条例との関係の中で謳ってもらえれば、よりまた違った自治基本条例が出来てくるのかなというふうに私自身は考えております。是非、お願いしたいと思います。</p> <p>今の意見と関連するんですけれども、全体を見ると、基本的には大分市民を対象にしているんですけど、中身はほとんどいわゆる有権者ですよ。成年を対象にしているような形です。そう言いながらも、未成年者も大分市民として構成しているわけですよ。その部分がスッポリ抜けているということがちょっと気になっています。今、副部長さんが言われた「子ども」という部分をどういう形で自治基本条例の中に教育的な観点や、教育文化の観点など、何か持ち込まれないだろうかという我々の部会でも議論になりました。</p>
<p>委員長</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>大変大きな問題でございまして、ここで結論がそう簡単には出そうにない大問題だと思えます。これも全体会議に、今日の意見も紹介しながら、ご意見を賜りたいと思っております。</p> <p>ちょっと時間が来ましたが、もう少しお願いします。</p> <p>5番目の市民部会について、補足等ございましたら、市民部長さんお願いします。</p>
<p>市民部長</p>	<p>今まで皆さんの議論の関連で全部言いましたので、特に補足はないですが、市民の権利、市民の責務というところ、この2つをどのように謳い込むかが今後の課題になるかと思っております。権利というのを謳いすぎると非常に弊害も生じてくるし、義務と責任という部分も対応してきますので、この2つについて皆さんの意見が、今後全体会議の中で出れば、そういうのを参考にして決めていけたらと思っております。</p> <p>地域活動団体、事業者の責務は札幌市の条文を参考にしようということで、私どもとしては結論が出ましたので、こういう形で謳い込めば良いのではなかろうかと。細かく謳い込む必要はないだろうとまとまりました。</p> <p>その他ということで、先ほどの都市内分権とも関連してきますし、まちづくりということでも関連してきますが、地域のことは地域で支えあう仕組みづくりが盛り込まれるべきということと、自助、共助、公助という部分を謳い込みながら規定できればと思っております。</p>
<p>委員長</p>	<p>ありがとうございました。せっかくの機会でございますから、市民部会についても、ご意見を賜りたいと思えます。いかがでございましょうか。</p>

	<p>特にございませんでしょうか。大体有機的に全部繋がっておりますので、既にコミュニティの活性化の問題あたりも、先ほど議論されましたので、重複する部分も多数あるかと思えます。</p> <p>特に意見がないようでしたら、今まで5つの部会にわたりましてご意見をいただきましたことを、まとめさせていただきたいと思えます。そして、この点につきまして、全体会議で全員の委員さんにご紹介し、ご意見を賜るという方向に進めてきたいと思えます。まとめにつきましては、ちょっと時間が1週間しかございませんので、私にご一任いただけますでしょうか。</p>
全代表者	はい。
委員長	はい、よろしく願いいたします。それでは今日、委員のみなさんにご意見をいただく事は一応以上でございます。事務局から何かございましょうか。
事務局	<p>はい。改めまして、委員の皆さまには、日ごろからのご協力に対しましてお礼申し上げたいと思えます。</p> <p>今後の予定につきまして、ご確認させていただきたいと思えますけれども、前回までの検討委員会におきまして、今年度内に素案の確定を行うということでご確認をいただいております。現在までに部会ごとに、3回から4回ほどの検討を行っていただき、それぞれの部会で条文案の作成にとりかかろうかという状況にあるかと思っておりますが、この3月に議会が大体1ヶ月間ほど開催されることを考慮いたしますと、現時点におきましては、3月末に案を完成させるということは少し難しい状況ではないかと感じているところでございます。つきましては、別紙に準備をさせていただいたんですけれども、スケジュール案をご覧いただきたいんですが、素案の完成を4月中にずれ込む形の目標とさせていただきまして、できれば6月議会終了後から、市民意見交換会に出かけるようなイメージをお持ちになっていただければと、事務局としては感じているところでございます。ご了解をいただければと思えます。</p> <p>また、今後の議論におきまして、条文の具体的な内容に踏み込んでいくということになりますけれども、現在の事務局体制といたしましては、関係課の職員によるプロジェクトチームが検討委員会のサポートをさせていただいておりますが、このほかにも法律の専門である総務課の法制室の職員を会議にオブザーバーとして出席させていただきたいと思えますので、併せてご了解をいただきたいと思えます。以上でございます。</p>
委員長	はい、ありがとうございます。それでは今、事務局からご提案いただきました2点につきまして、1点目はスケジュール的に今日はもう2月でございますので、3月にここに書いてございますように、かなり長期の議会が入ってまいります。そうしますと、年度内に素案を作り上げるというのは物理的に現状では不可能かなということでございますので、年度を越すということでございませぬ。大きな目安としては、6月議会が終わった後くらいに、パブリックコメントが出来るような方向性で努力をしていけたらどうだろうかということでございます。スケジュールですから、いつでもまた変更があるわけですけど、現

	<p>状の目安として、こういう方向性でしないと、ロングランでいきますといつまでたってもきりがなくなるという部分もございますので、大体こういう方向でということによろしいでしょうか。</p>
全代表者	<p>はい。</p>
委員長	<p>それから２点目。法制室の事務方の方にご参加いただいて、情報の共有を図りたいということがございます。将来的にはその課を通して成文化されていくこととなります。議会の提案の条例化はそこで行われていくわけですので。我々の生々しい議論を知っていただくということで、陪席させていただいてよろしいでしょうか。</p>
全代表者	<p>はい。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。それでは最後になりますが…。</p>
市民参加・まちづくり副会長	<p>スケジュールの件でよろしいでしょうか。いよいよこういう形でスケジュールが決まってくると、出来るだけ進捗状況を広く市民のみなさんに知らせていくということが必要かなというふうに思うので、出来ればこの会の会報か何かを発行して、支所とか要所、要所に配っていくとかいう考え方はどうでしょうか。</p>
委員長	<p>はい。いわゆるPR活動ということですね。現状はどうでしょうか。</p>
事務局	<p>現在をご存知のように、ホームページに逐一、会の状況等を掲載いたしております。市報の３月１日号には今日までの会議の進捗状況等を市民の皆様にお知らせするようになっております。今後はそのタイミングごとに市報等を通じてお知らせしようと考えておりますが、委員の皆様方がまたそれとは別途に会報みたいなものを各支所、本庁等に配られた方が良いということであれば、そのことにつきましては、今後検討させていただきたいと思っております。</p>
委員長	<p>はい。では事務方と相談しながら、検討させてください。私に事務方と交渉の任にあたらせてください。</p> <p>それでは最後の確認でございますが、１２日に全体会を開催させていただきます。この日は今までなかなか機会がございませんでした、市長さんに来ていただきまして、市長さんからお話を聞かせていただき、こちらの方から意見交換というような機会も設けさせていただくことを予定しております。時間的にはどれくらい可能なんでしょうか。</p>
事務局	<p>２時間です。市長も２時間、時間を取っておりますので。</p>
委員長	<p>市長も２時間お付き合いいただけるとのことですので、是非活発なご意見をお持ち寄りいただければと思います。</p>

ということで、大変不手際で申し訳ございません。12時を10分過ぎてしまいました。これにて今日の部会代表者会議を終了させていただきたいと思えます。大変長時間お付き合いいただきまして誠にありがとうございました。お疲れ様でございました。